

# 65歳以上の高齢者および高齢者と同じ世帯の方へ 特殊詐欺対策電話機等の購入費用を補助します。

滋賀県では特殊詐欺被害が令和6年中に281件、被害額が7億3,470万円となっています。なかでも固定電話が入口となり、高齢者が被害となるケースが多く発生しています。また、オレオレ詐欺や市職員や警察などをかたる還付金詐欺など、特殊詐欺の手口は巧妙化しています。

高齢者等に対する特殊詐欺被害を未然に防ぐため、特殊詐欺対策機能の備わった固定電話機等購入費の一部を補助します。

## ○申込期間

令和7年5月8日（木）～令和8年2月27日（金）



この通話は、  
防犯のために  
録音されます

## 対象者

市内に居住し、住民登録がある満65才以上の方 または満65才以上の方と同じ世帯の方

## 補助の対象となる対象機器 ※1世帯につき1台限り

令和7年4月1日以降に市内の販売店で購入した特殊詐欺対策機能（下記①～②のどちらか）の備わった固定電話機又は固定電話機に接続する外付け機器

- ①警告音声発信 及び 電話着信時に、「通話が録音されます」など電話の相手方に通話内容録音機能 警告音声を発し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- ②迷惑電話警告表示機能 迷惑電話を判別し、着信拒否または着信ランプ等で警告表示する機能

## 補助金額

購入経費（消費税及び地方消費税を除く）の1／2 （100円未満の端数切り捨て）

※補助金額の上限は、10,000円です。

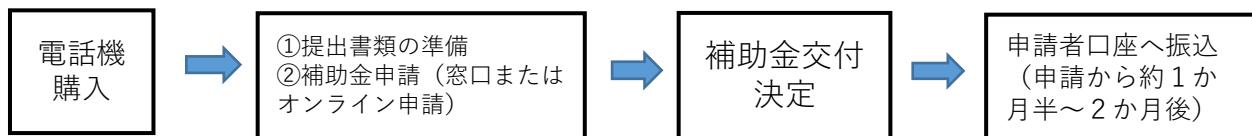
（例）17,100円の電話機を購入した場合

17,100円×1／2=8,550円（100円未満切捨） ⇒ 補助金額 8,500円

## 申請に必要な書類

- ①申請書兼請求書（別記様式第1号）
- ②領収書の写し
- ③機能が確認できる書類（カタログなど）
- ④設置状況が確認できる写真
- ⑤誓約書（別記様式第2号）
- ⑥振込希望先の金融機関口座情報の写し（※申請者に限ります）

## 申請の流れ



※申請書等は、人権・市民生活課窓口、二次元コード  
安土町総合支所1階情報公開コーナーで配布します。申請書類をダウンロードできるほか、オンラインで申請することができます。

詳しくは ⇒



### 【申請・お問合せ先】

近江八幡市役所  
市民部 人権・市民生活課  
(市役所本庁1階)  
電話：0748-36-5881  
FAX：0748-36-5882



ふるさと納税寄附金活用事業 2026年1月